

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年10月2日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「厚生年金基金の財政運営について」の改正等について ◆

平成21年9月30日付で、厚生労働省通知が発出されました。
改正内容は以下をご参照ください。

【発出された通知】

- 「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について
(平成21年9月30日 年発第0930第2号)

【改正内容】

- **予定死亡率の見直し**
予定死亡率が厚生年金本体の平成21年財政検証に準拠したものへ変更された。
適用日：平成22年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から
(補足) 財政再計算到来前の財政計算において、新死亡率を適用することも可能であることを確認済みです。
- 「平成21年7月10日付厚生年金基金の財政運営についての一部改正」の見直し
最低責任準備金調整額を考慮した掛金計算(期ズレ解消)の適用時期が、平成21年10月1日以降に適用される掛金の計算からに変更された。
(補足) 例えば、加入員数の20%変動により、平成20年10月末日以降の計算基準日に変更計算を実施する場合も、最低責任準備金調整額の計上が必要となりました。
ただし、平成22年3月31日以前の日を適用日とした期ズレ解消を考慮しない掛金計算結果にて、既に代議員会の議決を行っている場合には、議決済みの掛金計算結果を適用することも可能であることを確認済みです。

以上

